

# 支援機関のための

## サポート弁護士派遣制度

～要支援者の法律問題に関して、支援機関をサポートします～

要支援者の法律問題に関して、支援機関をサポートするため、

弁護士が無料で出張相談を行います。

### 利用対象者

### 支援機関及びその職員の方

支援機関とは、「国の機関及び自治体、地域包括支援センター、社会福祉協議会、ケアマネージャー、高齢者養介護施設、障がい福祉サービス事業所、障がい者を雇用する事業主、障がい者相談支援事業者、相談支援専門員、児童家庭支援センター、地域生活定着支援センター、社会福祉士、精神保健福祉士、消費生活センター、労働組合、パーソナルサポートセンター、認定NPO法人、自殺対策事業を行う団体、医療機関、薬局」など要支援者を支援する機関・人をいいます。

※当面は試行期間として横浜市内の支援機関に限りご利用いただけます。

試行状況によって随時拡大を検討して参ります。

### 内 容

### 出張相談

【利用例】「要支援者にサラ金から督促が届いたが、どうすればよいか相談したい。」

「要支援者が亡くなった後の財産処理が分からない。」

### 利用回数

**一団体様 1 回限りのお申し込みとさせていただきます。**

### 料 金

**無料**

### 申込方法

**専用の申込書にて、実施希望日の 1 か月前までに  
申し込み下さい。**

- お問い合わせ先  
神奈川県弁護士会  
〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通9  
TEL 045-211-7700

- 神奈川県弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ  
弁護士全員が加入する法定団体です。



※FAXまたは郵送でお申し込みください

FAX：045-212-0333

郵送：〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地  
神奈川県弁護士会総合法律相談センター 宛



## 支援機関のためのサポート弁護士派遣制度



貴団体名	
ご住所	〒
ご連絡先	TEL：
担当者名	
相談日時	原則として相談日の1か月前までに申し込みをしていただきますが、 具体的な実施日時については担当弁護士が決定した後ご担当弁護士と調整して下さい。
相談場所	場所名： 住所：
相談件数	件
ご相談の内容・特記事項など	

※ 受付後、担当弁護士を手配し、決定次第ご連絡いたします。

※ 開催場所、規模、日程上の都合により、ご依頼に応じかねる場合がありますのでご了承下さい。

※ なお、適任者がいない場合には弁護士をご紹介できないことがございます。